

我孫子市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市都市公園条例施行規則（昭和51年規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（行為許可及び<u>公園施設の設置許可並びに</u>占有許可に係る使用料等の徴収の時期）</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 法第5条第1項の許可に係る使用料の徴収は、その許可をした日から30日以内又は設置工事に着手する日までのいずれか早い日までに行うものとする。ただし、当該許可の期間が6月を超える場合は、次に掲げる区分ごとに、当該許可後最初に徴収する分（以下この項において「初期分」という。）はその許可をした日から30日以内又は設置工事に着手する日までのいずれか早い日まで、初期分より後に徴収する分はそれぞれ次に掲げる期間の初日から30日以内に徴収するものとする。</p> <p>(1) 第1期 4月から9月まで</p> <p>(2) 第2期 10月から3月まで</p> <p>3 略</p> <p>（有料公園施設等の使用申請）</p> <p>第5条 略</p>	<p>（行為許可及び占有許可に係る使用料等の徴収の時期）</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>（有料公園施設等の使用申請）</p> <p>第5条 略</p>

2 条例第7条に規定する無料公園施設（旧杉村楚人冠邸園を除く。以下「無料公園施設」という。）を使用しようとする者は、無料公園施設使用許可申請書（様式第12号）を使用日の3月前から使用日までの間に市長に提出しなければならない。

3 及び 4 略

（有料公園施設の使用料の還付）

第12条 使用料条例第6条ただし書の規定により有料公園施設の使用料の還付をするときは、雨天、施設の瑕疵その他により当該許可した施設の使用が不可能と市長が判断した場合に行うものとし、その額は、使用許可1時間につき次に掲げるとおりとする。

(1) 及び (2) 略

（行為許可及び公園施設の設置許可並びに占有許可に係る使用料等の免除）

第15条 使用料条例第5条の規定による条例第2条第1項又は第3項の許可に係る使用料及び法第5条第1項の許可に係る使用料並びに法第6条第1項又は第3項の許可に係る占有料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) から (6) まで 略

2 前項の規定により使用料又は占有

2 条例第7条に規定する無料公園施設（オフロード自転車コース及び旧杉村楚人冠邸園を除く。）を使用しようとする者は、無料公園施設使用許可申請書（様式第12号）を使用日の3月前から使用日までの間に市長に提出しなければならない。

3 及び 4 略

（有料公園施設の使用料の還付）

第12条 使用料条例第6条ただし書の規定により有料公園施設の使用料の還付をするときは、雨天、施設の瑕疵その他により当該許可した施設の使用が不可能と市長が判断した場合に行うものとし、その額は、使用許可1時間につき次に掲げるとおりとする。

(1) 及び (2) 略

（行為許可及び占有許可に係る使用料等の免除）

第15条 使用料条例第5条の規定による条例第2条第1項又は第3項の許可に係る使用料及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る占有料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) から (6) まで 略

2 前項の規定により使用料又は占有

<p>料の免除を受けようとする者は、都市公園使用料（占用料）免除申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号から第4号までに該当する場合その他市長が提出の必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、都市公園使用料（占用料）免除通知書（様式第21号）により、当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>料の免除を受けようとする者は、行為許可使用料（占用料）免除申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号から第4号までに該当する場合その他市長が提出の必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、行為許可使用料（占用料）免除通知書（様式第21号）により、当該申請者に通知するものとする。</p>
---	---

様式第8号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

様式第11号中「・一般用A面」を「A面：一般用・少年用」に、「・一般用B面」を「B面：一般用・少年用」に改める。

様式第12号中

「サッカー場（少年用）（A面・B面）

野球場（少年用）（A面・B面）」を

「オフロード自転車コース」に改める。

様式第13号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

様式第14号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「サッカー場（少年用）（A面・B面）

野球場（少年用）（A面・B面）

オフロード自転車コース」を

「オフロード自転車コース」に改める。

様式第17号及び様式第19号中「 年 月 日」を「令和 年

月 日」に改める。

様式第20号中「行為許可使用料（占用料）免除申請書」を「都市公園使用料（占用料）免除申請書」に、「都市公園内行為に係る」を「都市公園」に、「占用に係る占用料」を「占用料」に、「行為（」を「使用（」に改める。

様式第21号中「行為許可使用料（占用料）免除通知書」を「都市公園使用料（占用料）免除通知書」に、「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、「行為許可使用料」を「都市公園使用料」に、「行為（」を「使用（」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、様式第11号の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。